

徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十七号

徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例

(徳島県収入証紙条例の廃止)

第一条 徳島県収入証紙条例(昭和三十九年徳島県条例第二十一号)は、廃止する。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

第二条 徳島県特別会計設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県証紙収入特別会計の項を削る。

(徳島県税条例の一部改正)

第三条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第三項において同じ。」には「を」に「は」に改め、「次条に規定する環境性能割の証紙を貼つてしなければならない。この場合においては、納税義務者は、」を削り、「延滞金額を含む。第三項」を「延滞金額を含む。以下この項」に、「受けることにより、環境性能割の証紙」を「受けなければならない。この場合において、知事が必要と認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付して納税済印の押印を受けることにより、環境性能割証紙代金収納印の押印」に改め、同条第二項中「、同項の証紙に代えて」を削り、同条第三項を削る。

第五十条から第五十二条までを次のように改める。

第五十条から第五十二条まで 削除

第五十三条中「前条に規定するもののほか、環境性能割の証紙及び」を削り、「取扱い」を「印影の形式及び取扱い」に改める。

第五十三条の七中「第五十三条の八に規定する種別割の証紙を」及び「貼つてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、納税者は、」

を削り、「又は知事がやむを得ない事由があると認めるときに」を「その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が必要と認めるときは、」に、「種別割の証紙」を「種別割証紙代金収納印の押印」に改める。

第五十三条の八から第五十三条の十までを次のように改める。

第五十三条の八から第五十三条の十まで 削除

第五十三条の十一中「前条に規定するもののほか、種別割の証紙及び」を削り、「取扱い」を「印影の形式及び取扱い」に改める。

第七十九条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、普通徴収の方法によることができる。

第七十九条の三第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十九条の四を次のように改める。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第七十九条の四 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、狩猟税額に相当する現金を納付し、狩猟者の登録に係る申請書に納税済印の押印を受けなければならない。

第七十九条の五を削り、第七十九条の六を第七十九条の五とし、第七十九条の七を第七十九条の六とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、令和十四年四月一日から施行する。

（徳島県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による廃止前の徳島県収入証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第五条第一項の規定により売りさばかれた徳島県収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下「証紙」という。）は、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 証紙を保有する者（旧証紙条例第五条第一項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）及び売りさばき人がその者の責任において証紙の売りさばきを行わせる他の者（以下「代理売りさばき人」という。）を除く。）は、施行日から令和十三年九月三十日までの間は、これを返還して当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際現に売りさばき人又は代理売りさばき人である者は、施行日以後遅滞なく、施行日前に買い受けた証紙を返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十三年九月三十日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料

に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正前の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県証紙収入特別会計（以下「旧会計」という。）の令和十三年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行の際旧会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。